

## ▶お取り扱いについて

保険料払込方法	一時払		
一時払保険料	基本保険金額と同額		
取扱基本保険金額	1,000米ドル単位		
最低基本保険金額	10,000米ドル(「保険料円入金特約」を付加される場合には、100万円)		
最高基本保険金額	5億円(アクサ生命が定める方法により円に換算した額です)		
被保険者の年齢範囲		ご契約時	年金支払開始時
	確定年金	0～80歳(保険年齢)	10～90歳(保険年齢)
	10年保証期間付終身年金	35～80歳(保険年齢)	45～90歳(保険年齢)
クーリング・オフ	お取り扱いいたしません。		
基本保険金額の減額	減額された部分については、解約と同様のお取り扱いとなります。 ○減額請求書類をアクサ生命が受け付けた日(減額日)を基準として、払いもどしの額を決定します。 ○基本年金原資額、特別勘定の積立金額、および減額日前に確定している追加年金原資額も、同一割合で減額されます。 ※アクサ生命が定める範囲内での取り扱いとなります。※契約日前、および年金支払開始日以後の減額のお取り扱いはありません。		
基本保険金額の増額	お取り扱いいたしません。		
契約者貸付	お取り扱いいたしません。		
契約者配当金	ありません。		
保険料円入金特約	米ドル建の一時払保険料相当額を下記の基準にて円に換算します。		
		円に換算する日	換算レート
	一時払保険料相当額	保険料領収日	円入金用レート(*)
円支払特約	米ドル建の年金原資額などを下記の基準にて円に換算します。		
		円に換算する日	換算レート
	年金原資額(*①)	年金支払開始日(その日が所定の金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日)	円出金用レート(*②)
	死亡給付金額 災害死亡給付金額 特別勘定の積立金額	死亡給付金、災害死亡給付金の請求書類をアクサ生命が受け付けた日の翌営業日	
払いもどし金額	払いもどし金の請求書類をアクサ生命が受け付けた日の翌営業日		

- アクサ生命の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した年金額、給付金額などを削減させていただくことがあります。
- 年金などをお受け取りいただく場合、アクサ生命からの送金にかかる手数料は、お客さま(受取人)に負担していただきます。ただし、「円支払特約」を適用される場合には、アクサ生命が負担します。
- この保険は米ドル建の生命保険商品ですので、外国為替相場の変動による影響を受けます。したがって、年金や給付金などのお受け取り時における外国為替相場によって円に換算した年金や給付金などの額が、ご契約時における外国為替相場によって円に換算した年金や給付金などの額を下回る場合があります。また、お受け取り時における外国為替相場によって円に換算した年金受取総額などが、お払込み時における外国為替相場によって円に換算した一時払保険料相当額を下回る場合があります。

### 募集代理店からのご説明事項

- この保険にご契約いただくか否かが、当募集代理店におけるお客さまの他のお取引に及ぼすことは一切ありません。
- 【銀行などを通じてお申し込みの方へ】 この保険はアクサ生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金ではありません。したがって、元本保証はなく、預金保険制度の対象とはなりません。
- 【証券会社を通じてお申し込みの方へ】 この保険はアクサ生命を引受保険会社とする生命保険商品です。したがって、投資者保護基金の対象とはなりません。

### ご契約の際には、「重要事項説明書」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」、「保険設計書」を必ずご覧ください。

- 「重要事項説明書」、「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについて、「特別勘定のしおり」は、特別勘定資産の運用などについてご説明しています。また、「保険設計書」には、お客さまにご提案する保障内容例などが記載されております。必ずご一読のうえ、大切に保存してください。
- (「ご契約のしおり・約款」記載事項の例)
- ◆保険契約お申し込みの撤回(クーリング・オフ)について ◆職業などの告知義務について ◆保障の責任開始期について
- ◆死亡給付金などをお支払いしない場合などについて ◆解約と払いもどし金について ◆配当金について

### アクサ生命は「生命保険契約者保護機構」に加入しております。

「生命保険契約者保護機構」による保険契約者保護の措置などの詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

### 詳しくは、変額個人年金保険の販売資格を持った募集代理店の担当者にご相談ください。

- 生命保険募集人について 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行なう方で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してアクサ生命が承諾したときに、有効に成立します。また、募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。
- この保険の販売資格について この保険の販売は、生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、生命保険協会に氏名が登録された者のみが行なえます。募集代理店の担当者(生命保険募集人)の販売資格などに関しまして確認をご希望の場合には、アクサ生命のカスタマーサービスセンター(0120-375-193 受付時間:9:00～17:00。土・日・祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます。)までご連絡ください。

募集代理店

引受保険会社

**アクサ生命保険株式会社**  
 (2006年1月31日まで)  
 〒150-8020 東京都渋谷区東1-2-19  
 (2006年2月1日から)  
 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー

(引受保険会社に関するお問い合わせ、ご照会)  
 カスタマーサービスセンター TEL 0120-375-193  
 受付時間: 平日 9:00～17:00  
 ※土・日・祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます。  
 → [アクサ生命ホームページ http://www.axa.co.jp/life/](http://www.axa.co.jp/life/)

AXA-10-0508-0135/9F7 1-15-29.82 2005.10.01

# Upside

この商品は新規の販売を停止しています。  
 記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。

“Equity Index Annuity(EIA)”

## アップサイド

株価指数連動追加年金付

予定利率市場連動型年金保険(米ドル建) I型(日経平均株価)



アクサ生命

[www.axa.co.jp/life/](http://www.axa.co.jp/life/)

# 上を向いていこう。

## アップサイド

第二の人生を、豊かに、自由に生きるために。  
しっかりと上を向いて、新しい夢を追いかけるために。  
必要なのは、安全確実な年金設計です。

「アップサイド」は新しいカタチの年金保険。  
10年米国債の利回りを反映した運用で  
元本の100%以上を米ドル建で確保しながら、  
これからますます期待の持てる日本経済の力を象徴する  
日経平均株価の上昇率を反映した運用で  
さらに年金原資額の上乗せを目指します。

10年先もずっと、上を向いて歩けるように。  
アクサ生命からのご提案です。

# Upside

## CONTENTS

商品の特長としくみ	P3~4
基本年金原資額	P5~6
追加年金原資額	P7~10
追加年金原資額の確定例	P11~12
死亡保障について	P13
年金のお受け取り	P14
為替について	P15
解約される場合	P16
資産の運用について	P17
ご契約の流れ	P18
税務のお取り扱い	P19~20
情報提供について	P21
アクサ生命について	P22

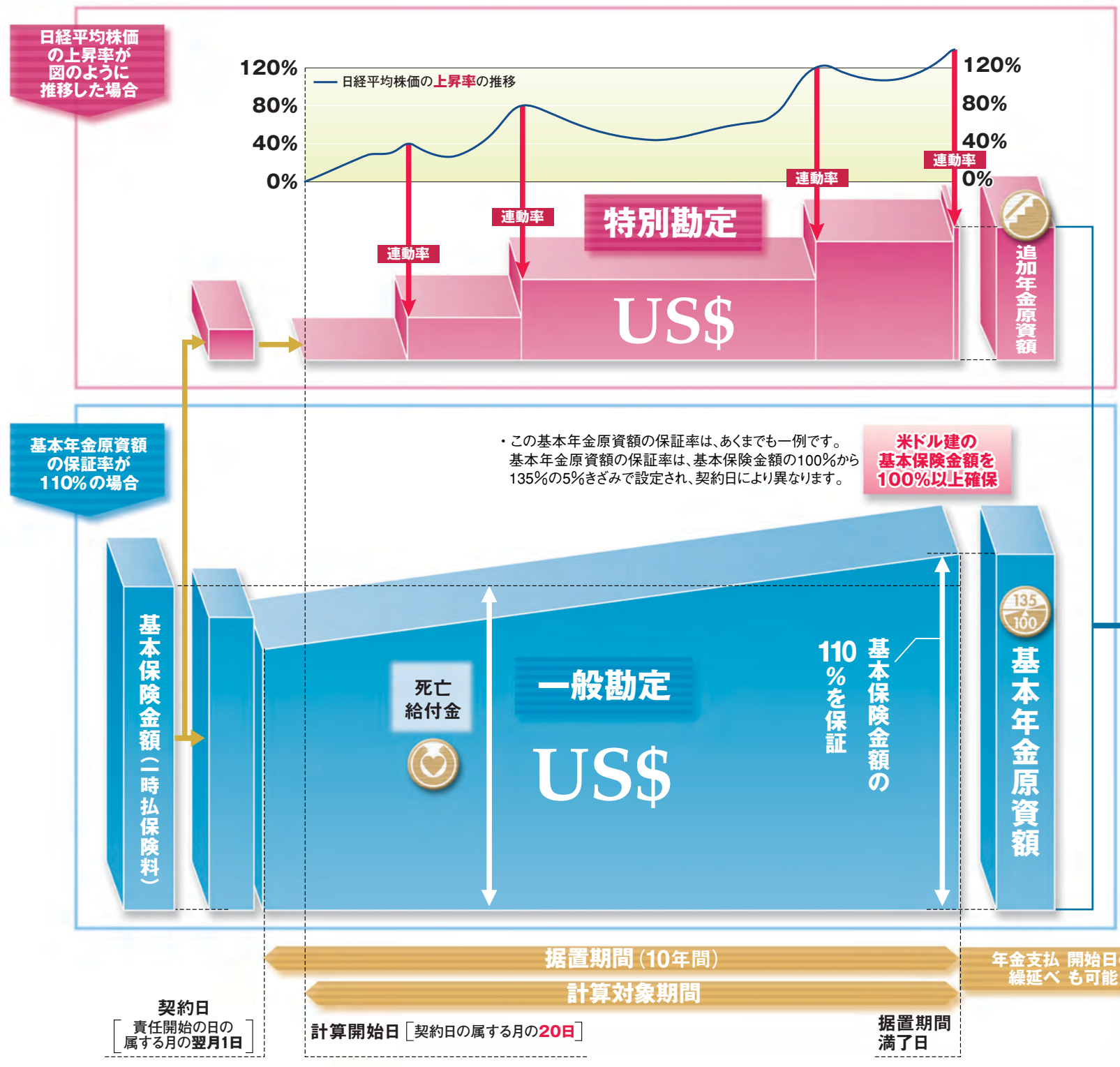
# 日経平均株価に連動する 年金。

米ドル建てで10年後に元本以上を確保します。



## 商品の特長としくみ

### イメージ図



P7~12

P5~6

このパンフレットでは、下記の通り、一部表記を略称化しております。「ご契約のしおり・約款」などの表記とは異なっておりますので、ご注意ください。

正式名称	略称
株価指数連動追加年金額	追加年金額
株価指数連動追加年金原資額	追加年金原資額
連動率A	連動率

Point 1  
135/100  
元本をキープ

据置期間満了時における基本年金原資額は基本保険金額 (一時払保険料相当額) の100%以上を確保します。

満了時における年金原資保証 (基本保険金額の100~135%)

詳しくは、P5~6をご覧ください。

Point 2  
増えるチャンス

日本経済の力を象徴する日経平均株価に連動し、所定の上昇率を反映して将来の追加年金原資額が確定します。

日経平均株価連動の追加年金額

詳しくは、P7~12をご覧ください。

Point 3  
万一をサポート

年金支払開始日前に被保険者が死亡された場合の受取額は、基本保険金額 (一時払保険料相当額) を最低保証します。

死亡時にも最低保証 (災害死亡時50%割増)

詳しくは、P13をご覧ください。

Point 4

年金受取方法をお選びいただけます。

年金の種類は確定年金・保証期間付終身年金のいずれかを選択できます。

詳しくは、P14をご覧ください。

Point 5

外国為替相場の変動にも柔軟に対応。

年金支払開始日の繰延べにより外国為替相場への柔軟な対応が可能となります。

詳しくは、P15をご覧ください。

この保険は一時払保険料相当額のお支払い込みから、死亡給付金、年金などのお受け取りまで、すべて米ドルでのお取り扱いとなります。

※日経平均株価の動向によっては、追加年金原資額がない場合もあります。詳しくは、P9~10「追加年金原資額の確定方法について」をご覧ください。

※この保険は米ドル建てですので、外国為替相場の変動による影響を受けます。詳しくは、P15「為替リスクについて」をご覧ください。

# ご契約時に保証率があらかじめ確定。

年金受取額の基準となる基本年金原資額は最低保証されています。

米ドル建

## 基本年金原資額

### ▶基本年金原資額の確定方法について

基本年金原資額

=

基本保険金額  
(一時払保険料)

×

基本年金原資額の  
保証率

米ドル建の  
基本保険金額を  
100%以上確保

イメージ図

基本年金原資額の  
保証率が  
110%の場合



### ポイント

基本年金原資額の保証率はお申し込み時に確定しています。

- 「基本年金原資額の保証率」とは基本年金原資額の基本保険金額に対する保証率のことです。
- 指標とする10年米国債の利回りに基づき、毎月契約日ごとに決定する据置期間中の予定利率に応じて、100%から135%の5%きざみで決定されます。
- 基本年金原資額の保証率は責任開始の日の属する月の前月の最終営業日にあらかじめ公表されます。
- 一度決定された基本年金原資額の保証率は据置期間中に変更される事はありません。

### 基本年金原資額の保証率

基本保険金額の  
100%以上を保証  
最高135% (5%きざみ)

※詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。  
 ※契約日ごとの予定利率、基本年金原資額の保証率につきましては、担当者にお問い合わせいただくか、保険設計書やアクサ生命のホームページなどにてご確認ください。  
 ※保証率の公開日などについては、P18「ご契約の流れ」をご覧ください。

※この保険は米ドル建ですので、外国為替相場の変動による影響を受けます。詳しくは、P15「為替リスクについて」をご覧ください。

# 日経平均株価の動向が年金に反映。——日本経済の力を象徴する日経平均株価に連動し、所定の上昇率を反映します。



## 追加年金原資額

- 日経平均株価の動向に応じて、追加年金原資額のアップが期待できます。
- 日経平均株価の上昇率には、3段階（40%、80%、120%）のステップアップ水準値が設定されています。
- 日経平均株価が計算対象期間中にステップアップ水準値に到達したときおよび据置期間満了日に追加年金原資額が確定します。
- 一度確定した追加年金原資額は、その後の日経平均株価の推移に関わらず、減少することはありません。

※追加年金原資額の計算方法について詳しくは、P9～P10「追加年金原資額の確定方法について」をご覧ください。

イメージ図 日経平均株価の上昇率が図のように推移した場合



## 日経平均株価



日本

日経平均株価 主要構成銘柄

トヨタ  
ソニー  
京セラ  
武田薬品工業  
KDDI

## 日経平均株価とは

「日経平均株価(日経平均)」は、東京証券取引所第1部上場銘柄の225銘柄を対象とした株価平均指数で、日本の株式市場の動きを表わす代表的な指標です。

### ●「日経平均株価」について

- ・「日経平均株価(日経平均)」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって算出される著作物です。「日経平均」に関する著作権ならびに「日経」および「日経平均」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属します。
- ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・この保険については、株式会社日本経済新聞社は一切の責任を負いません。

※主要構成銘柄などは、2005年8月現在のものであり、将来変更となる可能性があります。

※追加年金原資額の計算対象となる株価指数が、計算対象期間中において、公表停止などにより以後使用不能となった場合は、一般的に相当すると認められる株価指数をこれに代わるものとして使用します。

※記載のイメージ図は、日経平均株価の上昇率が図のように推移した場合のイメージを表しており、将来の日経平均株価の推移を保証・予測するものではありません。  
 ※日経平均株価の動向によっては、追加年金原資額がない場合もあります。詳しくは、P9～10「追加年金原資額の確定方法について」をご覧ください。  
 ※この保険は米ドル建ですので、外国為替相場の変動による影響を受けます。詳しくは、P15「為替リスクについて」をご覧ください。

# 日経平均株価の動向が年金に反映。

米ドル建

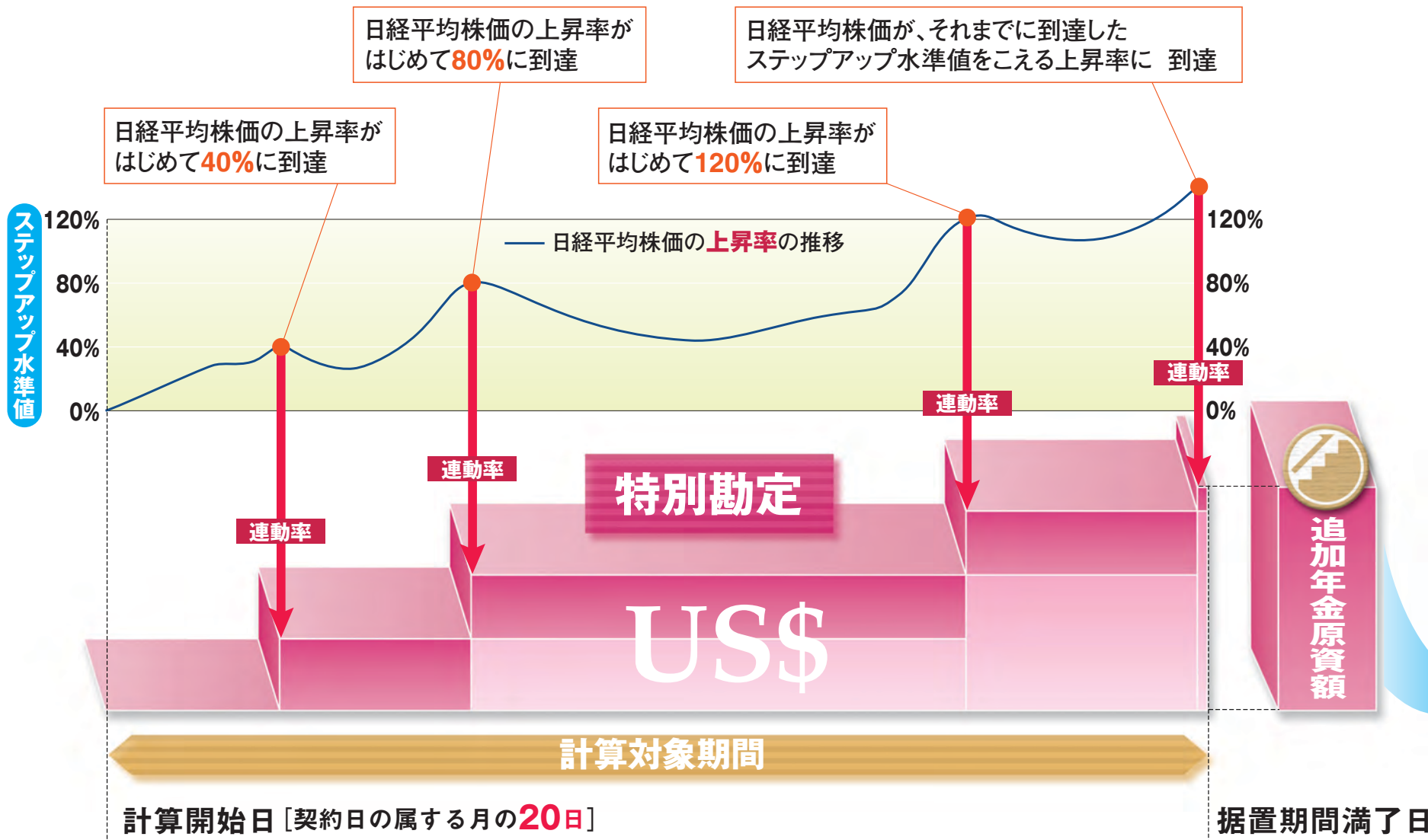
## 追加年金原資額

### ▶追加年金原資額の確定方法について

$$\text{追加年金原資額} = \text{基本保険金額 (一時払保険料)} \times \text{A 日経平均株価の所定の上昇率} \times \text{B 連動率}$$

※小数点第2位未満の端数は切捨てとします。

イメージ図 日経平均株価の上昇率が図のように推移した場合



**A** 日経平均株価の所定の上昇率を、計算に使用します。

- 「日経平均株価の所定の上昇率」とは、計算対象期間（計算開始日（契約日の属する月の20日）から据置期間満了日までの期間）中に到達したステップアップ水準値および据置期間満了日における上昇率のいずれかとなります。
- 上昇率は、据置期間満了日までの各日における日経平均株価の終値と、計算開始日における日経平均株価の終値とを比較して算出します。上昇率には、3段階（40%・80%・120%）のステップアップ水準値が設定されています。
  - ・上昇率がステップアップ水準値に到達した場合に、そのステップアップ水準値を適用して計算した追加年金原資額がその時点で確定します。さらに高いステップアップ水準値に到達した場合には、そのステップアップ水準値を適用して計算した追加年金原資額が改めて確定し直します。
  - ・据置期間満了日に、それ以前に到達したステップアップ水準値よりさらに高い上昇率に到達した場合には、その日における上昇率を適用して計算した追加年金原資額が最終的に確定します。
- 上昇率が、計算対象期間を通じてステップアップ水準値に一度も到達しなかった場合には、据置期間満了日における上昇率を適用して計算した追加年金原資額が確定します。その場合に、据置期間満了日における上昇率がゼロかマイナスであった場合は、追加年金原資額はゼロとなります。

※上昇率の計算は、各日末においてアクサ生命が入手できる最新の終値を用いて計算します。  
 ※上昇率は0.1%単位とし、端数は切捨てとします。  
 ※契約日から計算開始日前日までの期間の日経平均株価の動向は、追加年金原資額の計算に反映されません。

**B** 連動率とは、日経平均株価の所定の上昇率を追加年金原資額に反映させるための調整率のことをいいます。日経平均株価の予想変動性、金利水準などの諸要因を勘案して、契約日の属する月の15日（その日が休業日にあたる場合は、翌営業日）に決定いたします。

一度確定した追加年金原資額がマイナスになることはありません。

- 上昇率がステップアップ水準値に到達し、その後、そのステップアップ水準値よりマイナスになった場合でも、それ以前に確定した追加年金原資額が減少することはありません。

※記載のイメージ図は、日経平均株価の上昇率が図のように推移した場合のイメージを表しており、将来の日経平均株価の推移を保証・予測するものではありません。  
 ※日経平均株価の動向によっては、追加年金原資額がない場合もあります。  
 ※この保険は米ドル建ですので、外国為替相場の変動による影響を受けます。詳しくは、P15「為替リスクについて」をご覧ください。

# 10年間、加算の期待。

日経平均株価の変動が収益チャンスを生みます。



## 追加年金原資額の確定例

**前提** 基本保険金額(一時払保険料) **100,000米ドル**、計算開始日における日経平均株価の終値 **10,000円**、連動率 **30%**の場合

**追加年金原資額**

=

**基本保険金額  
(一時払保険料)**

×

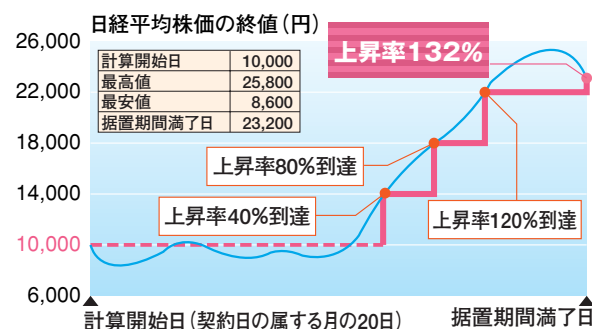
**日経平均株価の  
所定の上昇率**

×

**連動率**

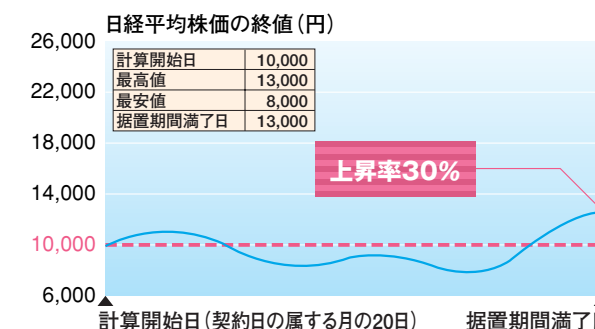
**例1** 日経平均株価の終値がステップアップ水準値(120%)に到達し、据置期間満了日においてさらに上昇した場合

据置期間満了日における上昇率が132%に到達しているため、すでに確定している追加年金原資額(ステップアップ水準値(120%)を適用して計算した額)を改め、据置期間満了日に、次の金額が、追加年金原資額として確定します。



**例3** 日経平均株価の終値がステップアップ水準値(40%)に一度も到達せず、据置期間満了日における上昇率が0%以上であった場合

据置期間満了日に、次の金額が、追加年金原資額として確定します。

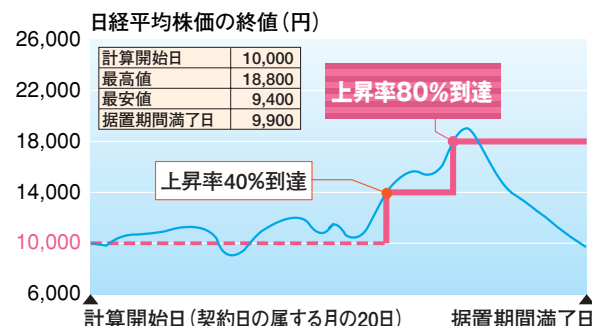


$$\begin{aligned} \text{追加年金原資額} &= \text{基本保険金額} \times \text{据置期間満了日における上昇率} \times \text{連動率} \\ &= 100,000\text{米ドル} \times 132\% \times 30\% \\ &= \mathbf{39,600\text{米ドル}} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{追加年金原資額} &= \text{基本保険金額} \times \text{据置期間満了日における上昇率} \times \text{連動率} \\ &= 100,000\text{米ドル} \times 30\% \times 30\% \\ &= \mathbf{9,000\text{米ドル}} \end{aligned}$$

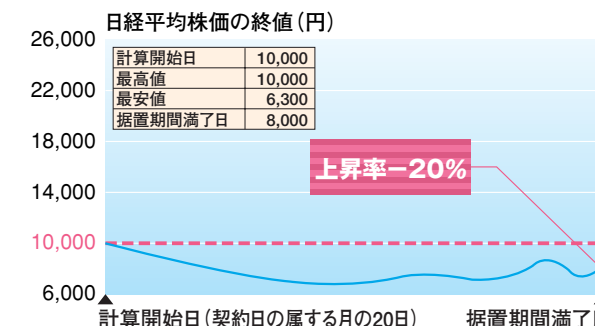
**例2** 日経平均株価の終値がステップアップ水準値(80%)に到達し、据置期間満了日において下落した場合

ステップアップ水準値(80%)にはじめて到達した日に、次の金額が、追加年金原資額として確定します。



**例4** 日経平均株価の終値がステップアップ水準値(40%)に一度も到達せず、据置期間満了日における上昇率が0%未満であった場合

追加年金原資額はゼロとなります。



$$\begin{aligned} \text{追加年金原資額} &= \text{基本保険金額} \times \text{ステップアップ水準値} \times \text{連動率} \\ &= 100,000\text{米ドル} \times 80\% \times 30\% \\ &= \mathbf{24,000\text{米ドル}} \end{aligned}$$

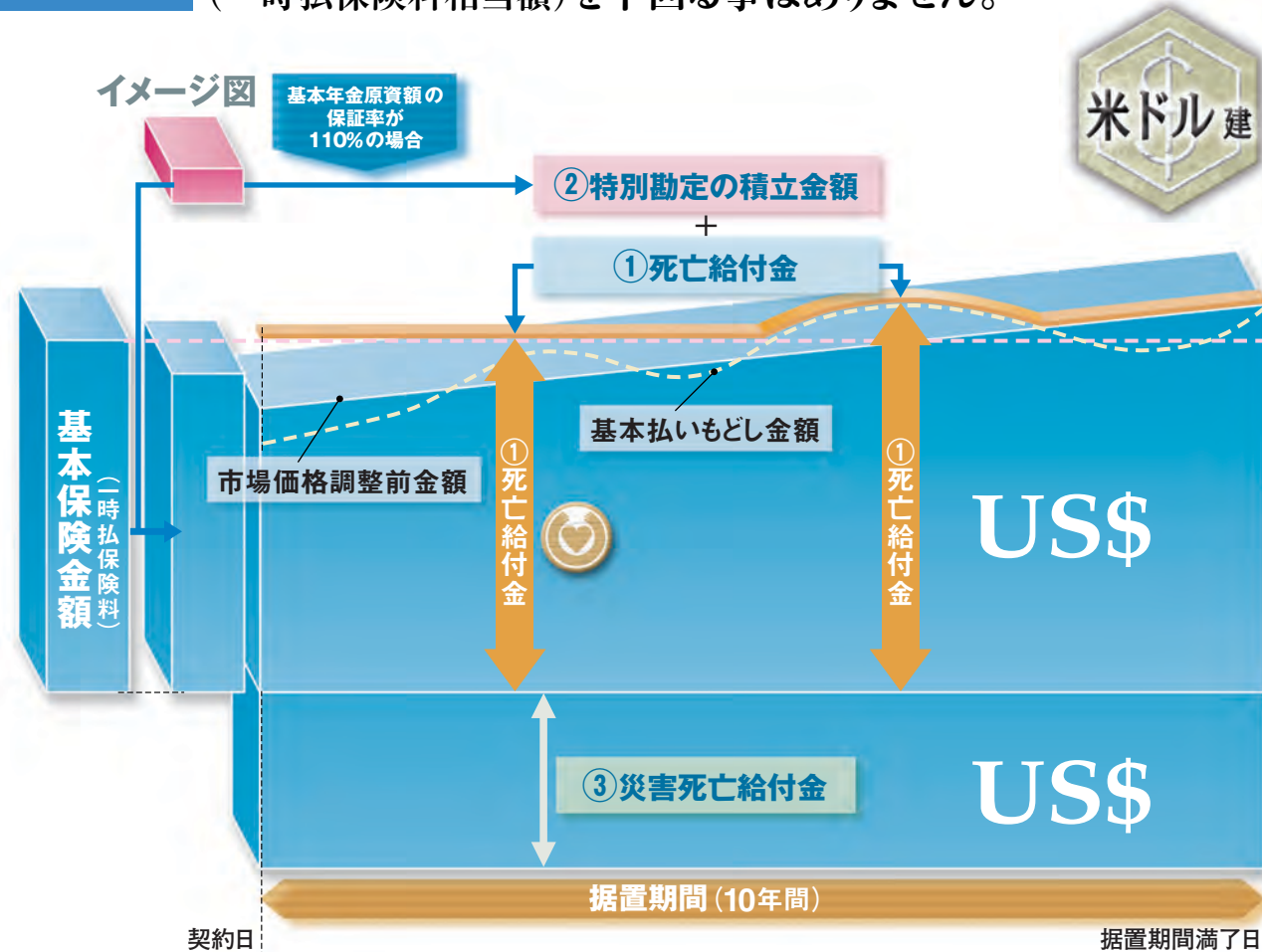
$$\text{追加年金原資額} = \mathbf{0\text{米ドル}}$$

※記載の日経平均株価の終値の推移はあくまでもイメージであり、将来の日経平均株価の終値の推移を保証・予測するものではありません。  
※日経平均株価の動向によっては、追加年金原資額がない場合もあります。

# 万一の際も確かなプラン。

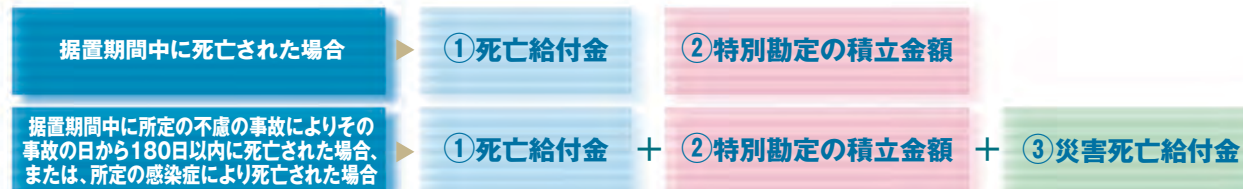
## 死亡保障について

死亡時のお受け取り額が基本保険金額（一時払保険料相当額）を下回る事はありません。



※記載の基本払いもどし金額の推移はあくまでもイメージであり、将来の基本払いもどし金額の推移を保証・予測するものではありません。

### ▶据置期間中に死亡された場合は下記の給付金などをお支払いします。



①死亡給付金 ※右記のいずれか大きい金額	基本保険金額	一時払保険料相当額
	市場価格調整前金額	被保険者が死亡された日における金額
	基本払いもどし金額	※詳しくは、P16「解約される場合」をご覧ください。
②特別勘定の積立金額	被保険者が死亡された日末における金額*	
③災害死亡給付金	基本保険金額の50%相当額	

\*契約日の属する月の15日（その日が休業日にあたる場合は、翌営業日）より前に死亡された場合には、特別勘定に繰り入れるべき金額となります。詳しくは、「特別勘定のしおり」をご覧ください。

### ▶「年金払特約」を付加することにより、上記の給付金などの全部または一部を年金でお受け取りいただくことも可能です。その際は、円建の20年確定年金となります。

※基本保険金額が20,000米ドル未満となる場合には、年金払のお取り扱いはできません。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。  
※この保険は米ドル建ですので、外国為替相場の変動による影響を受けます。詳しくは、P15「為替リスクについて」をご覧ください。

# 将来に合わせ、計画的にお受け取り。

## 年金のお受け取り

ご自身、ご家族の生活設計にあわせ、お受け取り方法をお選びいただけます。

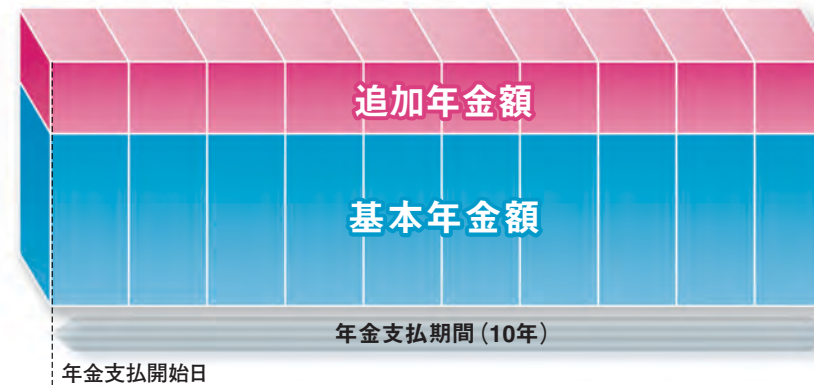
### ▶年金受け取り

- 年金原資額は、基本年金原資額と追加年金原資額の合計となります。
- 将来お受け取りいただく年金額は、アクサ生命が定める年金支払開始日における予定利率などを用いて、年金原資額を基に計算します。

#### A. 確定年金 [5年・10年・15年・20年]

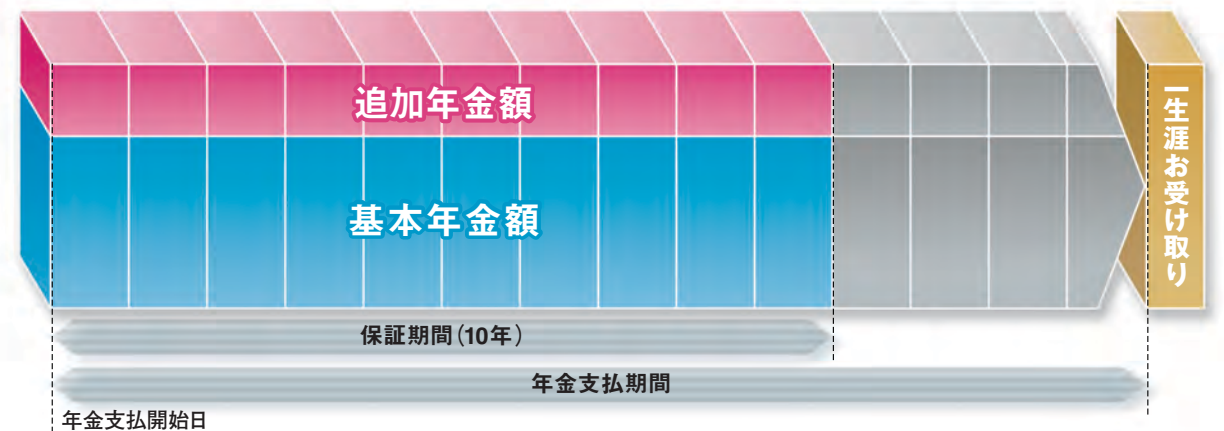
毎年同額の年金を、一定期間お受け取りいただけます。

##### [10年確定年金の場合]



#### B. 10年保証期間付終身年金

毎年同額の年金を、被保険者が生存されている限り、お受け取りいただけます。



- 年金支払開始日前に限り、年金種類及び年金支払期間（確定年金のみ）を変更することが可能です。

#### ※年金の一括受取（年金支払開始日以後）

年金受取人のお申し出により年金受け取り開始後に、確定年金の場合は未払年金の現価、10年保証期間付終身年金の場合は残存保証期間の未払年金の現価を、一括でお受け取りいただくことができます。

- ・アクサ生命が定める範囲内での取り扱いとなります。
- ・日経平均株価の動向によっては、追加年金額がない場合もあります。

#### ▶年金支払期間中に被保険者が死亡された場合のお取り扱い

年金支払期間中（10年保証期間付終身年金の場合は保証期間中）に被保険者が死亡された場合には、確定年金の場合は未払年金の現価、10年保証期間付終身年金の場合は残存保証期間の未払年金の現価を、死亡一時金としてお受け取りいただけます。

なお、年金の継続受け取りも可能です。（10年保証期間付終身年金の場合は残存保証期間中）



# お払い込み・お受け取りは、「米ドル」または「円」。

## 為替について

一時払保険料相当額のお払い込み、年金などのお受け取りは、「米ドル」「円」のいずれかから選べます。

### ▶ 払込時、受取時の通貨選択

●一時払保険料相当額をお払い込みになる際の通貨を「米ドル」「円」のいずれかからお選びいただけます。

**米ドル** 一時払保険料相当額を米ドルでお払い込みいただけます。

**円** 「保険料円入金特約」を付加されることにより、円でお払い込みいただくことも可能です。

●年金などをお受け取りになる際の通貨を「米ドル」「円」のいずれかからお選びいただけます。

※年金をいずれかの通貨で受け取られた後、別の通貨へ変更することはできません。

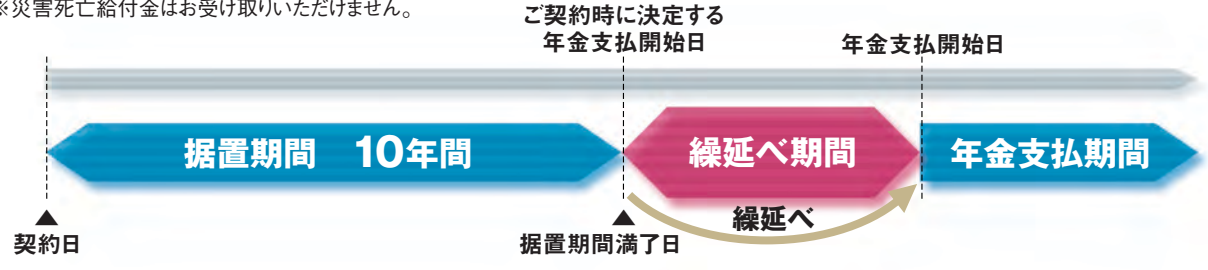
**米ドル** 年金などを米ドルでお受け取りいただけます。

**円** 「円支払特約」を適用されることにより、円でお受け取りいただくことも可能です。

### ▶ 年金支払開始日の繰延べ

- 年金支払開始日を繰り延べることが可能です。
- 繰延べ期間中はアクサ生命が定める積立利率（金利情勢などの諸要因により変動する可能性があります）が適用されます。
- 繰延べ期間中に被保険者が死亡された場合は、年金原資額を基に積立利率により計算された金額をお受け取りいただけます。

※災害死亡給付金はお受け取りいただけません。



繰延べの方法	繰延べ期間	年金支払開始日
日単位	最長1年間	繰延べ期間中、お申し出によりいつでも年金のお受け取りを開始することが可能です。
年単位	最長10年間	繰延べ期間中、年単位の契約当日であれば、お申し出によりいつでも年金のお受け取りを開始することが可能です。

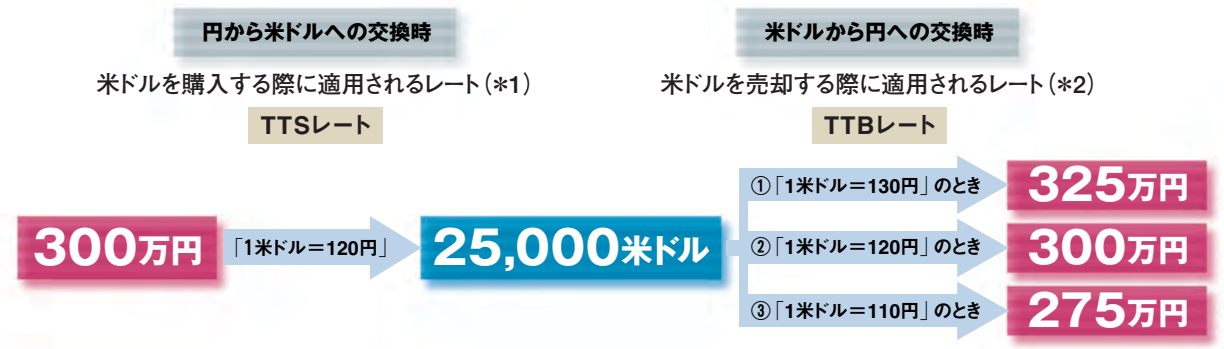
\*繰延べの方法の変更や期間の再延長はお取り扱いしておりません。

### ▶ 為替リスクについて

この保険は米ドル建ですので、外国為替相場の変動による影響を受けます。

- 年金や給付金などのお受け取り時における外国為替相場によって円に換算した年金や給付金などの額が、ご契約時における外国為替相場によって円に換算した年金や給付金などの額を下回る場合があります。
- お受け取り時における外国為替相場によって円に換算した年金受取総額などが、お払い込み時における外国為替相場によって円に換算した一時払保険料相当額を下回る場合があります。

(例) 300万円を「1米ドル=120円」のときに ①「1米ドル=130円」のとき  
米ドルに交換し、 ②「1米ドル=120円」のとき ③「1米ドル=110円」のとき に再び円に交換した場合



\*1,2 円によるお払い込み、お受け取りの場合には、外国為替相場に変動がない場合でも、換算相場の差(TTSレート - TTBレート)だけご負担が生じます。

# 解約時は、払いもどし金をお受け取り。

## 解約される場合

やむを得ず解約をされる場合の払いもどし金は一時払保険料相当額（基本保険金額）を下回る事があります。



### ▶ 払いもどし金の額は、解約請求書類をアクサ生命が受け付けた日（解約日）を基準として、下記のように決定します。

据置期間中に解約された場合

- ① 基本払いもどし金額 + ② 特別勘定の積立金額

経過年数	市場価格調整前金額	基本払いもどし金額				
		解約日に適用される市場金利				
		2.25% (予定利率-2%)	3.25% (予定利率-1%)	4.25% (予定利率±0%)	5.25% (予定利率+1%)	6.25% (予定利率+2%)
1年	83,439	95,064	87,129	79,922	73,372	67,413
2年	86,391	97,001	89,778	83,147	77,061	71,472
3年	89,468	99,021	92,530	86,521	80,954	75,792
4年	92,676	101,096	95,388	90,053	85,063	80,393
5年	96,021	103,237	98,357	93,751	89,401	85,292
6年	99,507	105,446	101,439	97,621	93,980	90,508
7年	103,142	107,725	104,640	101,672	98,815	96,064
8年	106,931	110,076	107,964	105,913	103,919	101,981
9年	110,882	112,501	111,416	110,353	109,309	108,285

#### ① 基本払いもどし金額

ご契約時に定まる市場価格調整前金額を基準として、下記のように計算した市場価格調整後の金額

市場価格調整前金額 × (1 - 市場価格調整率)

- ※解約時の市場金利に連動した市場価格調整を行いません。
- ※市場価格調整率には上下限はありません。
- ※端数処理は、アクサ生命が定める方法で行ないます。
- ※詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

#### 例表

【前提】 解約日に適用される市場金利がそれぞれ据置期間中一定で  
基本保険金額：100,000米ドル  
ご契約に適用されている予定利率：4.25%（基本年金原資額の保証率：115%）  
であった場合 (単位:米ドル)

#### ② 特別勘定の積立金額

ご契約が継続したものと計算した解約日の翌営業日末における特別勘定の積立金相当額（解約日が契約日の属する月の15日（その日が休業日にあたる場合は、翌営業日）より前のときは、特別勘定に繰り入れるべき金額）

※詳しくは、「特別勘定のしおり」をご覧ください。

※払いもどし金の額は、解約日における所定の市場金利、および特別勘定資産の運用実績により増減します。また、ご契約の経過年数にかかわらず、一時払保険料相当額を下回る場合があります。

### 繰延べ期間中に解約された場合

#### 年金原資額にアクサ生命が定める利息をつけて積み立てた金額

- ※年金支払開始日の繰延べについてはP15をご覧ください。
- ※市場価格調整は行ないません。

※契約日前、および年金支払開始日以後の解約のお取り扱いはありません。

# 一般勘定の資産と、特別勘定の資産の運用。

## 資産の運用について

この保険の資産運用についての詳細は下記をご確認ください。



- ▶ **一般勘定の資産** この保険の基本年金のお支払いのための資産については、他の保険種類の資産とは明確に区分し、管理・運用を行ないます。なお、運用にあたっては、米国債券を中心に行ないます。
- ▶ **特別勘定の資産** この保険の追加年金のお支払いのための資産については、特別勘定を設定することによって、この保険の基本年金のお支払いのための資産および他の保険種類の資産とは明確に区分し、管理・運用を行ないます。

- 特別勘定は、契約日を同一とするご契約ごとに設定します。
- この特別勘定の資産の運用は、日経平均株価の上昇率に連動した追加年金原資額を確保することを目的とし、アクサ生命が行ないます。ご契約者は一切の指図を行なうことはできません。
- 契約日の属する月の15日(その日が休業日にあたる場合は、翌営業日)に、一時払保険料のうち一定割合の金額を特別勘定に繰り入れ、これを費用として、取引会社(証券会社など)との間で「エクイティ・インデックス・スワップ取引」を行ないます。

基本年金原資額の保証率	一時払保険料のうち特別勘定に繰り入れる割合
基本保険金額の135%	13.199%
基本保険金額の130%	12.434%
基本保険金額の125%	11.393%
基本保険金額の120%	10.436%
基本保険金額の115%	9.492%
基本保険金額の110%	9.615%
基本保険金額の105%	9.409%
基本保険金額の100%	8.876%

※基本年金原資額の保証率は、据置期間中の予定利率に応じて適用されます。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

- ・「エクイティ・インデックス・スワップ取引」を行なう取引会社を選定するにあたっては、投資適格を有する複数の会社の中から、最も高い連動率を提示する会社を選定します。
- 特別勘定資産は、毎日時価評価されます。特別勘定資産のうち、個々のご契約にかかわる部分を積立金といいます。この積立金の額は、特別勘定資産の運用実績により変動します。据置期間満了時における積立金の額が、追加年金原資額となります。
- 特別勘定資産の運用は、生命保険会社の運用に関する法令・諸規定にしたがって行ないます。法令などの改正により運用制限に変更があった場合には、変更後の運用方針にしたがって特別勘定資産の運用を行ないます。
- 特別勘定資産の運用は一定の収益も期待できますが、一方で日経平均株価の動向によっては、追加年金原資額が特別勘定資産の運用のために投資される費用を下回る場合、または全くない場合があります。追加年金原資額が全くない場合には、特別勘定に繰り入れた、特別勘定資産の運用のために投資される費用だけが費消されます。
- 特別勘定資産の運用結果は追加年金原資額に直接反映されることから、資産運用の成果と投資リスクがともにご契約者に帰属することとなります。追加年金原資額がご契約者の期待どおりでなかった場合や為替リスクが発生した場合でも、アクサ生命、アクサ生命の募集代理店などがご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。

※繰延べ期間中、および年金支払開始日以後は、特別勘定による運用はいたしません。  
※特別勘定について詳しくは、「特別勘定のしおり」をご覧ください。

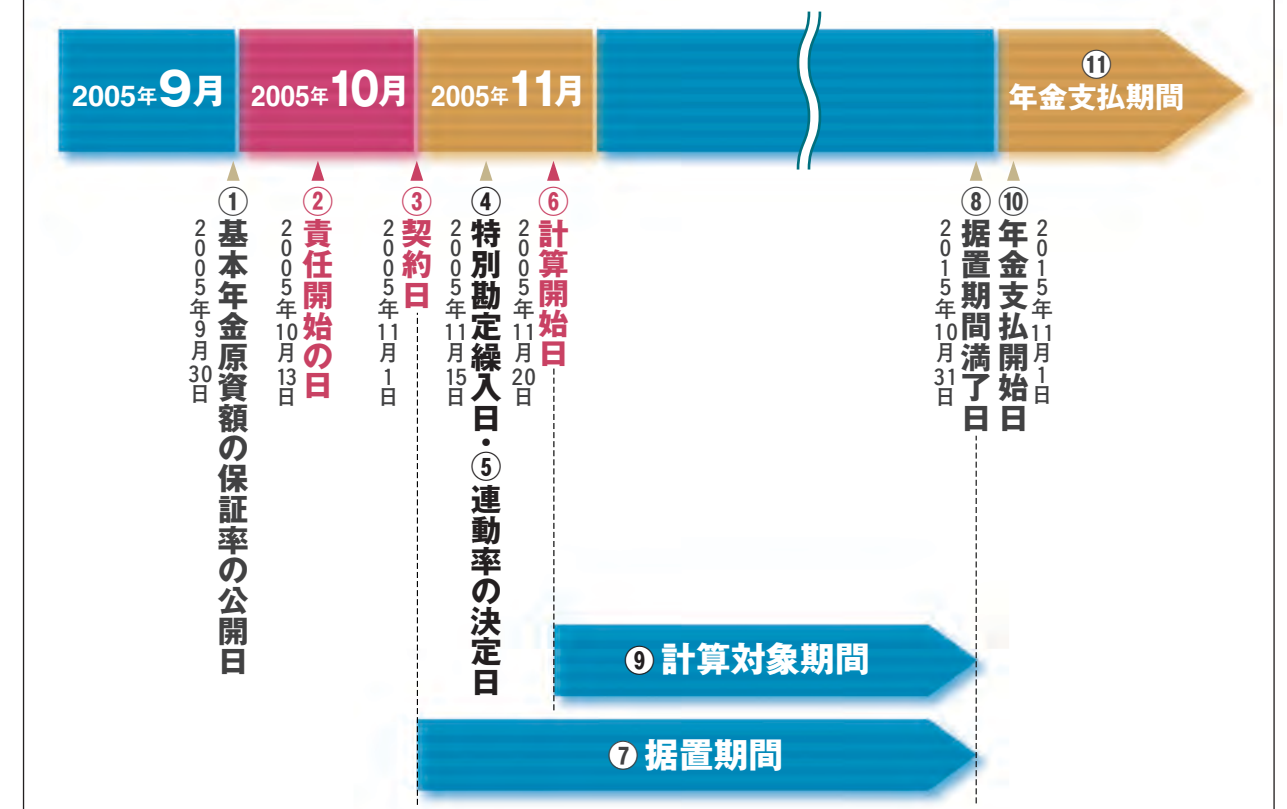
# お申し込みからお受け取りまで。

## ご契約の流れ

お申し込みから年金のお受け取りまで、以下のイメージ図のようになりますので、ご確認ください。

### ▶ イメージ図

(例) 一時払保険料相当額を2005年10月13日にアクサ生命が受領した場合



### ▶ 用語解説

① 基本年金原資額の保証率の公開日	責任開始の日の属する月の前月の最終営業日
② 責任開始の日	告知日または一時払保険料相当額をアクサ生命が受領した日のいずれか遅い日
③ 契約日	責任開始の日の属する月の翌月1日
④ 特別勘定繰入日	契約日の属する月の15日 (その日が休業日にあたる場合は、翌営業日)
⑤ 連動率の決定日	
⑥ 計算開始日	契約日の属する月の20日
⑦ 据置期間	契約日から据置期間満了日までの期間(10年間)
⑧ 据置期間満了日	契約日から10年後の契約応当日の前日
⑨ 計算対象期間	計算開始日から据置期間満了日までの期間
⑩ 年金支払開始日	契約日から10年後の契約応当日 (年金支払開始日を繰り延べた場合は、繰延べの際にご指定いただいた日)
⑪ 年金支払期間	① 確定年金……………年金支払開始日以後、所定の期間 ② 10年保証期間付終身年金…年金支払開始日以後、被保険者が生存されている期間

税務のお取り扱いについては、下記の一覧をご確認ください。

### ▶米ドル建の年金額などが下記の基準にて円に換算されます。

	円に換算する日	換算レート
一時払保険料	保険料領収日	TTSレート(*1)
年金額	年金支払日	TTBLレート(*2)
死亡給付金、災害死亡給付金、特別勘定の積立金額	被保険者の死亡日	
払い戻し金額	解約日・減額日	

\*1 TTSレート:所定の金融機関が公示する対顧客電信売相場

\*2 TTBLレート:所定の金融機関が公示する対顧客電信買相場

「保険料円入金特約」または「円支払特約」を適用される場合には、それぞれの特約で定める換算基準日および換算レートにて円に換算した額が基準となります。

### 相続税法第12条「相続税の非課税財産」

他の生命保険金(被保険者がお亡くなりになられた場合にお受け取りになるものに限ります)と合算して、「500万円×法定相続人数」まで非課税扱いとなります。  
(「法定相続人数」には、相続を放棄した人も含まれます)

### 相続税法第24条「定期金に関する権利の評価」

年金受給権は、受取年金の種類に応じて、以下のように評価されます。

#### ●確定年金の場合

年金受給権取得時において、今後の残存期間に受けるべき年金総額に表Aの残存期間に応じた評価割合を乗じた金額となります。ただし、1年間に受けるべき金額の15倍を超える場合はその15倍の金額となります。

#### ●10年保証期間付終身年金の場合

10年保証期間を確定年金期間として評価した金額(表Aにより算出)と終身年金としての評価額(表Bにより算出)のいずれか高い方の金額となります。

表A:確定年金の場合

残存年金支払期間	評価割合
5年以下	70%
5年超 10年以下	60%
10年超 15年以下	50%
15年超 25年以下	40%

※この商品でお取り扱いする期間のみを抜粋しております。

表B:終身年金の場合

被保険者の年齢	評価倍数
40歳超 50歳以下	6倍
50歳超 60歳以下	4倍
60歳超 70歳以下	2倍
70歳超	1倍

※この商品でお取り扱いする年齢のみを抜粋しております。

### ▶この保険は、一時払個人年金保険に準じた税務のお取り扱いとなります。

#### ・支払保険料について

**一時払保険料相当額** 一般の生命保険料控除の対象となります(所得税と住民税が軽減されます)。

※年金受取人または死亡給付金受取人がご契約者本人またはその配偶者もしくはその他の親族の場合に適用されます。

※個人年金保険料控除の対象とはなりません。

#### ・解約差益の発生時にかかる税金について

	ご契約後5年以内に解約された場合	ご契約後5年経過後に解約された場合
確定年金	20%源泉分離課税	所得税(一時所得)、住民税
10年保証期間付終身年金	所得税(一時所得)、住民税	

#### ・年金のお受け取り時にかかる税金について

	年金でお受け取りいただく場合	一括でお受け取りいただく場合
確定年金	所得税(雑所得)、住民税	所得税(一時所得)、住民税
10年保証期間付終身年金	所得税(雑所得)、住民税	所得税(雑所得)、住民税

※ご契約者と年金受取人が異なる場合には、年金受取開始時に、別途、年金受給権が贈与税の対象となります。

#### ・死亡給付金などのお受け取り時にかかる税金について

ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	一時金でお受け取りいただく場合	年金でお受け取りいただく場合 ※「年金払特約」を付加された場合に限ります。
A	A	B	相続税(*①)	相続税(*①)(*②)(*③)
A	B	A	所得税(一時所得)、住民税	なし(*③)
A	B	C	贈与税	贈与税(*②)(*③)

\*①死亡給付金受取人が相続人の場合、他の生命保険金(被保険者がお亡くなりになった場合にお受け取りになるものに限ります)と合算して、「500万円×法定相続人数」まで非課税扱いとなります(「法定相続人数」には、相続を放棄した人も含まれます)。(相続税法第12条)

\*②お支払い事由が発生した時点で、年金受給権が課税の対象となります。(相続税法第24条)

※被保険者が生存されている間に「年金払特約」を付加された場合に限ります。

\*③年金受取時に、別途、所得税(雑所得)、住民税の対象となります。

# お客さまへのお知らせ。

## 情報提供について

ご契約後、郵送・インターネット・携帯電話を通じて定期的に情報をお知らせします。また、専用フリーダイヤルでお問い合わせ・ご相談などを承ります。

### ▶ 郵送で



通知名	通知時期	通知内容
連動率・計算開始日における株価指数のお知らせ	契約日の属する月の20日以降	・連動率の数値 ・計算開始日における日経平均株価の数値 など
ご契約内容のお知らせ	年1回	・追加年金原資額(毎年の契約応当日現在) ・払いもどし金額(毎年の契約応当日現在) など
特別勘定の現況	年1回	・特別勘定の運用状況 など

### ▶ お電話で



お問い合わせ先 **カスタマーサービスセンター** **TEL 0120-375-193**

受付時間	受付内容	
平日 9:00~17:00 * 土・日・祝日および12月31日~1月3日は休業とさせていただきます。	各種お問い合わせ ・追加年金原資額 ・払いもどし金額 ・円入金用レート ・円出金用レート など	各種お手続きに関する書類請求 ・契約内容変更 ・解約 ・住所変更 など

### ▶ インターネットで



URL <http://www.axa.co.jp/life/>

情報更新時期	掲載内容
毎月の最終営業日	・基本年金原資額の保証率 ・基本年金原資額の保証率の過去実績 ・連動率の過去実績
毎営業日(10:30頃)	・円入金用レート ・円出金用レート

### ▶ 携帯電話で



URL <http://www.axa.co.jp/i/>

情報更新時期	掲載内容
毎月の最終営業日	・基本年金原資額の保証率
毎営業日(10:30頃)	・円入金用レート ・円出金用レート



\*対応機種をお持ちの方は、左記のQRコードを読み取るだけで、簡単にアクセスできます。  
\*読み取り方法につきましては、各機種の取り扱い説明書をご覧ください。  
\*QRコードは、(株)デンソーウェブの登録商標です。

# アクサ生命は世界最大級の 保険・金融グループ AXAのメンバーカンパニーです。

AXAは1817年フランスに生まれ、現在では世界約5,000万人の

お客さまから信頼をいただいている保険・金融グループです。

2000年、AXAと日本団体生命が包括的資本提携を結んだことにより日本国内初の保険持株会社、

アクサ ジャパン ホールディングを中心とする保険グループ、

アクサジャパンが日本に誕生しました。

アクサジャパンは、アクサ ジャパン ホールディングを中心に、

アクサ生命、アクサダイレクト(アクサ損害保険)などで構成され、

個人から中小企業、大企業まで、

あらゆるお客さまに対して、生涯を通じて、

損害保険、生命保険、老後資金、相続に関するニーズに

お応えするビジネス、フィナンシャル・プロテクションを

展開しています。

グローバルな市場で育んだ経験と実績を日本のお客さまに。

アクサ生命は常にお客さまのニーズに最適で革新的な

ソリューションの提供を目指す生命保険会社です。

## 世界企業売上ランキング (単位: 百万ドル)

ランク	会社名	2004年売上高	業種
1	ウォールマート・ストアーズ	287,989.0	大規模小売
2	BP	285,059.0	石油精製
3	エクソン・モービル	270,772.0	石油精製
4	ロイヤル・ダッチ・シェル・グループ	268,690.0	石油精製
5	ゼネラル・モーターズ	193,517.0	自動車・自動車部品
6	ダイムラー・クライスラー	176,687.5	自動車・自動車部品
7	トヨタ自動車	172,616.3	自動車・自動車部品
8	フォード・モーター	172,233.0	自動車・自動車部品
9	ゼネラル・エレクトリック	152,866.0	複合金融
10	トータル	152,609.5	石油精製
11	シェブロン	147,967.0	石油精製
12	コノフィリップス	121,663.0	石油精製
13	AXA	121,606.3	生命保険

2005 FORTUNE GLOBAL 500より

## 2004年AXAグループ主要業績

- 世界に ▶ 約 **5,000** 万人の顧客
- 世界に ▶ 約 **11万2,000** 人の従業員
- 総売上 ▶ 約 **9兆5,628** 億円  
(約722億ユーロ)
- 純利益 ▶ 約 **3,311** 億円  
(約25億ユーロ)
- 運用資産総額 ▶ 約 **119兆2,007** 億円  
(約8,690億ユーロ)

※数値は2004年AXAグループ実績

※換算レート 総売上、純利益:1ユーロ=¥132.45(2004年平均)  
運用資産総額:1ユーロ=¥137.17(2004年末)

## 2004年度アクサジャパン主要業績

- 保険料等収入 ▶ 約 **6,360** 億円 (\*1)
- 総資産 ▶ 約 **4兆4,996** 億円 (\*2)
- 従業員数 ▶ 約 **7,300** 人 (\*2)
- 個人保険・個人年金  
保険の保有契約件数 ▶ 約 **387** 万件 (\*2)
- 格付けについて ▶ 「**AA-**」 (\*3)

アクサ生命の保険財務力格付け(スタンダード&プアーズ)および保険金支払能力格付け(格付投資情報センター)は、「AA-」と高く評価されています。

\*1 数値は2004年4月から2005年3月のアクサ生命・アクサ グループライフ生命(2005年10月にアクサ生命と合併)の合算値です。

\*2 数値は2005年3月末時点のアクサ生命・アクサ グループライフ生命(2005年10月にアクサ生命と合併)の合算値です。

\*3 標記の格付けは2005年8月末日時点の評価であり、将来的には変化する可能性があります。また、格付けは格付機関の意見であり、保険金支払い等についての保証を行なうものではありません。